

平成 18 年 6 月

# 太宰府市議会総務文教常任委員会会議録

平成 18 年 6 月 7 日

福岡県太宰府市議会

## 1 議 事 日 程

〔平成18年太宰府市議会 総務文教常任委員会〕

平成18年6月7日

午前 9 時 58 分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第62号 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について  
日程第2 議案第63号 太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について  
日程第3 議案第64号 太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について  
日程第4 議案第65号 太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について  
日程第5 議案第66号 太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について  
日程第6 議案第67号 太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について  
日程第7 議案第68号 太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について  
日程第8 議案第69号 太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について  
日程第9 議案第70号 太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について  
日程第10 議案第71号 太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について  
日程第11 議案第79号 太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第12 議案第80号 太宰府市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第13 議案第81号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について  
日程第14 議案第82号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について  
日程第15 請願第1号 「米軍再編」に反対する決議の採択を求める請願書  
日程第16 請願第2号 「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書

## 2 出席委員は次のとおりである（7名）

委員長	武藤哲志	議員	副委員長	小柳道枝	議員
委員	片井智鶴枝	議員	委員	後藤邦晴	議員
〃	橋本健	議員	〃	門田直樹	議員
〃	渡邊美穂	議員			

## 3 欠席委員は次のとおりである

なし

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

総務部長	平島鉄信	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
教育部長	松永栄人	監査委員事務局長	木村洋

議会事務局長	白 石 純 一	地域振興部長	松 田 幸 夫
地域コミュニティ推 進担当部長	三 笠 哲 生	総務課長	松 島 健 二
消防・防災 担当課長	武 藤 三 郎	秘書広報課長	和 田 有 司
政策推進課長	宮 原 仁	財政課長	井 上 義 昭
税務課長	古 野 洋 敏	納税課長	児 島 春 海
特別収納課長	吉 鹿 豊 重	会計課長	志 牟 田 健 次
地域振興課長	大 藪 勝 一	教務課長	井 上 和 雄
学校教育課長	花 田 正 信	社会教育課長	松 田 満 男
文化財課長	齊 藤 廣 之	中央公民館長 兼市民図書館長	鬼 木 敏 光
議事課長	田 中 利 雄	中央公民館係長	武 藤 博 巳

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書 記 花 田 敏 浩

開会 午前9時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（武藤哲志委員） 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務文教常任委員会を開会します。

今回、当委員会に付託されております案件は、条例の改正4件、指定管理者の指定9件、補正予算1件、継続審査分の請願2件です。

審査の順序は、お手元に配布しております日程の順とします。

それでは、議案の審査に入りたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第62号 「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」

○委員長（武藤哲志委員） 日程第1、議案第62号 「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（鬼木敏光） 佐野区画整理事業のため、向佐野交差点の近くにありました向佐野共同利用施設を丸山神社横に新築しておりますので、向佐野442番地へ所在番地の変更をお願いするものでございます。なお、別冊条例改正新旧対象表の1ページに共同利用施設設置条例の新旧対照表を付けております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（武藤哲志委員） ただいま、中央公民館長兼市民図書館長から区画整理によって向佐野共同利用施設の住所変更ということで新旧対照表にありますように説明がありました。

執行部からの説明は終わりました。

委員から質疑ありましたら許可します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願ひます。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第62号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時00分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第2 議案第63号から日程第11 議案第71号まで一括議題**

○委員長（武藤哲志委員） お諮りします。日程第2、議案第63号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」から日程第10、議案第71号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

なお、質疑をされる際は議案第何号に対しての質疑をという形になりますのでその辺はご了承ください。

異議なしと認めます。

したがって、日程第2から日程第10までを一括議題とします。

日程第2、議案第63号から日程第10、議案第71号までについて、一括して中央公民館長兼市民図書館長から補足説明を受けたいと思います。

中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（鬼木敏光） 太宰府市立共同利用施設に係わる指定管理者の指定について補足説明をさせていただきます。

航空機騒音による障害の防止等に関する法律で補助金を受けて建設いたしました都府楼団地、水城、長浦台、青葉台、大佐野台、向佐野、国分、通古賀、吉松の9行政区の共同利用施設は太宰府市の名義となっております。現在、共同利用施設は管理運営を地区公民館に準ずるものとし、施設のある区長さんに委託しておりますが、地方自治法の改正により平成18年3月に条例を改正し共同利用施設については今年9月1日までに指定管理者制度を導入することになっておりますので、公募によらないで各地区の自治会を指定管理者の候補として選定しました。

なお、選定にあたりましては、補助金をいただいた大阪航空局から指定管理者制度を導入する際の注意がありまして、1つは住民と無関係な者を指定管理者としないこと。2つ目は営利企業を指定管理者としてはならないこと。3つ目はこの注意を怠った場合には補助金の返還をすることとなっておりますので、9行政区の自治会を指定管理者の候補として選定しております。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（武藤哲志委員） ここで、私が本会議で要求しておりました資料を所管の方で用意していただいておりますので、まず資料配布をさせていただきたいと思います。

（資料配布）

担当部としては、この太宰府市立共同利用施設管理協定書（案）について、簡単に説明をい

ただけますか。

中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（鬼木敏光） 案でございますが、条項は第1条から第13条までと考えております。第1条に管理を行う施設名、所在地、管理すべき施設等の範囲。第2条に協定の期間。第3条に開館時間、休館日。第4条に管理業務。第5条に管理する費用等上げてあります。また、第6条には管理上の留意事項。第7条に事業計画書。第8条に管理状況の報告等。第10条に権利業務の譲渡禁止等。第11条に個人情報の保護。第12条に緊急時の立入り等。最後にこの条項に該当がない場合についての甲乙の協議のために第13条に協議を入れております。

以上でございます。

○委員長（武藤哲志委員） 公職選挙法とのかかわりはこれで見ますと第13条になるのでしょうか。

中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（鬼木敏光） 具体的にはこの条項の中にはあげておりません。

○委員長（武藤哲志委員） 公共施設だから、公職選挙法とのかかわりはどこになるんだろうかと委員会では説明いただきたいとふうにしておりましたが、第13条、この協定に定めのない事項については甲乙協議のうえ決定するとあるけど、だから公職選挙法の場合、無料で使わせなければならない、ここでは収入の場合については事業計画だとか、今ここで説明のあった部分でまず、第5条ですか、施設の管理に要する費用は条例第12条に規定する利用料金等をもって充てるものとするところあるけど、そこでの問題点が出てきた場合どうなるのか。選挙管理委員会は総務課長の所管ですが、その辺は公共施設を指定した場合、これはどういう対応をするのか、その辺を総務課長の方から。

総務課長。

○総務課長（松島健二） 公職選挙法によりますと、公の候補者が個人演説会等で公の施設を利用する場合につきましては、太宰府市の方では現在19の施設の指定を行っております。ここにあります共同利用施設9施設につきましてはこの指定の中に入っております。したがって、個人演説会での使用につきましては、それぞれの会場1回につきましては無料で使用するということになります。時間的には5時間以内という形で理解をいたしております。

○委員長（武藤哲志委員） その場合は空いているか空いていないかはそこで協議しなきゃいけないね、優先はできませんからね。この共同利用施設がその日に使えるかどうかという確認をして、まあ他が入っておれば使えないけど、空いておれば使えるとそういうふうになりますよね。

総務課長。

○総務課長（松島健二） そのとおりです。

○委員長（武藤哲志委員） そういう無料というのが協定書にないから、その辺は指定管理者を結

ぶ時に公職選挙法の利用ができるというのを入れなくていいのか。その辺が教育委員会と総務課の関係での問題点があるけど、その辺は検討はされたのかというのが質問の状況なんです。その辺が今の管理協定の中に入らないから、法令審査会を開いたのかという質問をしたわけです。今、説明がありました、委員の中から。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 何点かにわたり質問させていただきますが、まず1点目、利用料金の問題で、今の武藤委員長の部分と若干重なりますが、区の行事にこの共同利用施設を使用する場合には今は当然無料で行ってらっしゃると思いますが、市が今回の指定管理者制度を導入した際に、市が例えばいきいき情報センターなり何なり指定管理者に委託した施設を使用する場合でも市が使用料を払うような形にしていますよね。今回共同利用施設を自治会に委託するという事で区の行事を行う時に区がそういった使用料をどうするのかということをやはり協定書の中に入っていないんですけれども、第12条の規定する利用料金をもってということだけで、第12条の中に区の行事がただであるか確認してなかったんで申し訳ないんですが、その問題をどうするのかお答えいただきたい。その場合、区の行事の場合は特例ということで無料になるのか、老人会はどうするのか、子ども会はどうするのか、そういったのも今までの従前の例にしたがってやるということが、この指定管理者制度を定めた地方自治法に抵触する恐れはないのか、ということがひとつ。それからこの共同利用施設に管理人を置いているところがあると思うんですけど、これまでは区が管理人に対して人件費を支払っている形になってると思うんですが、指定管理者に指定した以上、今後は管理人に対しては指定管理者が当然、利用料金の中から管理委託料を管理人に支払うような形にしなければならないと思いますが、そういった場合は区の会計と自治会の会計、つまり指定管理者としての会計を別にしておかないと問題が起こってくるように思いますけれども、そういった説明、区長に対しての説明をきちんとされて、管理人がいるところの人件費等の問題をどうするのかということ、それから指定管理者ですから若干の修理修繕に関しては当然使用料の中から自分たちでやっていかないといけない部分が出てくるはずなので、会計を別にきちんとしてあるのか、区と分けてあるのかどうか、そのことが非常に気になっておりますけれども、まずその2点についてお答えください。

○委員長（武藤哲志委員） 中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（鬼木敏光） 第1問の問題でございます。減免といいますか、そういったことが今年から中央公民館もなくなっておりますのでそういうことだろうと思います。共同利用施設はもともと1行政区1つの住民の活動拠点でありますし、現在でも地区公民館に準ずる建物ですから今まで通りというふうなことで考えております。それと、指定管理になりましたら、市の方からそういった費用とかは支払いませんので今まで通りの自主運営でいただきたいと考えております。それと、2番目も同じなんですけれども指定管理にした理由については今現在共同利用施設は太宰府市の名義になっているから指定管理にしております。共同利用施設を建てる時のいきさつは国からこういうふうな補助金があったら区の方に建物を

建てることができるということになっております。建物を建てる場合については大阪航空局は区の方でお金をもらったなら建てられませんよと、あくまでも市で補助金をいただいでください、市の方で建ててくださいというような条件です。市の方になっておりますので、あくまでも1つの共同利用施設、公民館ですので、今までどおり自主運営でやってほしいと考えておりますので、そういう問題は発生しないような形でお願いしたいと思っております。

○委員長（武藤哲志委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 多分このまま継続してあまり問題にならないというふうにお考えになっていらっしゃるかもしれませんが、協定書にないということは自治会の自己判断ができるということが将来的に考えられるんですね。今はそれで、今までのやり方ということになるかもしれませんが、将来的に人口がかわってきたり、住んでいる人たちがかわってきた時に、指定管理者ですから、例えば自分たちで区の総会だろうが、何だろうが、これは使用料取りますよと、半分取りますよと、自治会が判断をすればそれが本当にもしかしたらできるんじゃないのかという懸念はまだ今のご説明でもまだちょっと残っています。あとあと何か問題が非常に大きくなりそうな気がしているんです。もうひとつ質問に対してお答えがなかったんですけど、区との会計を別にしておこななくていいのかという部分です。これは指定管理者ですから区の会計と指定管理者の会計が一緒くたになってしまっているのは、区というのはあくまで公共的なものですから、それと、指定管理者である自治会の会計が同じになっているのか、それとももう分けるように指導されるのかどうかということと、管理人の人件費の問題ですね、いらっしゃるどころ、今までは自主でやってあったとおっしゃったけど、それは当然市から補助金がいってるわけですから、共同利用施設に。公共団体から補助金を指定管理者が受け取って、指定管理料じゃないわけですよ、指定管理料を受け取るんだったらいいんですけど、補助金を受け取って、人件費をそれで賄うというのが、私は指定管理者の制度そのものの解釈が違ってくるような気がするんですけど。

○委員長（武藤哲志委員） 中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（鬼木敏光） 料金の問題ですけど、料金改正につきましては、これを変更する場合につきましては、共同利用施設条例の中で市長の承認を受けなければならないというふうな規定をうたっております。

○委員長（武藤哲志委員） 第5条の第2項ですね。

小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 関連があると思いますが、今渡邊委員がお尋ねになっているのは、減免の方を聞いていると思うんですけども、今の第5条の第2項にですね、利用する時は先ほど説明がありましたように市長の承認を受けなければならないということになっていますよね。減免は各自治会で個々に利用金額が決まっていると思うんですよ。市の方は全部把握なさっているんですか。各自治会の中の共同利用施設の利用料、それは今までは地域の活動には無料であって、これは継続がずっと可能なのか、今度指定管理者制度が導入された時に、その料金

を、例えばここは共同であるからとか、市の総会とかはいりませんよと、でも子ども会では、使いますよとかありますよね、その時の今の料金と次に指定管理者にした時には減免という言葉ではなく、料金を上げるとか下げるとかいう時には条例によって市長に承認を求めるということですよ。それはどのような形で今後対応なさるのでしょうか。

○委員長（武藤哲志委員） 中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（鬼木敏光） 指定管理と地区公民館の関係だと思います。この公民館を建てるときのいきさつは、あくまでも市の名義じゃないと建てられないから補助金を市の方でいただいたんですね。その方が費用が少なくて済むし、自治体も、負担が少なくて済むということで立てておりますから、あくまでも公民館に準ずる建物ということで解釈しております。指定管理にしなければならない理由は今まで区長さんに委託していたものですから、こういうふうな形になったんですけど、あくまでも1区1つの公民館ですので、あくまでも区の方に任せたいと思ってますから従来どおりに何も変更が発生しないというふうなことで考えております。

○委員長（武藤哲志委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 内容はよく分かるんです。ただ、もしそれだったら指定管理者で、市の直営にして区に委託するだったら分かるんです。だけど、指定管理者でわざわざ自治会という指定管理者を新たに作ってるわけでしょ。で、もうひとつ問題が私ちょっとあるなと思ってるのは自治会長と区長が同じところもありますよね。準公務員の人たちがトップにいる組織ですね、指定管理者ということで決められているわけですよ。私が一番問題だと思っているのは、じゃあ会計上の問題はどうするのか、区の会計と自治会の会計と指定管理者として指定された自治会、つまり共同利用施設管理をするための自治会の会計では分けておくべきなんじゃないですか、というのが1番大きな問題だと思っているんです。で、もう1つは区の方から自治会に対して補助金を出す、そういうのが指定管理者制度のもともとのこの法律そのものから考えると、半公共的などいいますか、公共団体が補助金を出して1つの指定管理者にお金を出すということがなんか腑に落ちないんです。

○委員長（武藤哲志委員） ちょっと中央公民館長、この9つの共同利用施設には補助金は別になにも出さないでしょ。そのことをちょっと説明しないとね。だから今質疑が出る中で、渡邊委員からは第8条、自治会は毎年度終了後速やかに管理業務の実施状況、収支決算その他の事業報告書を作成し、太宰府市に、提出しなければならない。ただし、甲府規定第六条に規定する書類と兼ねることができるとあるけど。補助金を出さないけど、こういう利用状況とかそういうものがある一定、提出義務というのが、負担にもなるかなという感じがあるんですよ。だからお金は1つも出さない。今までどおり普通の44区のうち、少なくとも30いくつは今までどおりで、ここだけが指定管理者になった場合書類を作らないといけないという問題があって作ってると思うんですけどね……。だから……。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 交付金が市からいってないというのは分かってるんです。区から、自治会でおそらく管理人を雇っているところは管理人の人件費を区から出してるはずなんですよ。それが補助金にあたるんじゃないのかなという。

○委員長（武藤哲志委員） だから公民館の中の自治会というか、行政区の中に公民館会計というのが設けられていると思うんですね。どこの区も。その中で管理人があるのは9つのうちにいくつくらいおいているかというのは私は自分の住んでいる通古賀区の方には管理人がおられるので分かりますが、他の施設は分かりませんが、そこを分けるという指導も入ってくるのかなと、今渡邊委員が言ってるように、区の会計の中から公民館会計というか、そういうものを指導するということになるのかどうか。内部的にはどうなのかというのが先ほどから委員から質疑がっておりますが、その内容は検討されましたか。

その行政区の中の決算書でいいのかどうか、ところがこちらの方では守秘義務の関係とか個人情報との関係とか別についてるものだから。

教育部長。

○教育部長（松永栄人） 各行政区の中といいますか、もう1つ自治会をとということで行政区から自治会の方に補助金が出るというようなお考えのようですが、現在自治会組織がある4行政区の実態、ちょっと把握しておりませんが、みなし会計といいますか、区の会計イコール自治会の会計ということだろうと思います。それで区の方から自治会の方に補助金をやるとかやらんとか、そういうことではないと思いますのでお尋ねの件は発生しないと思います。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（武藤哲志委員） ちょっと待ってください。さきほどから片井委員が質疑を要求しておりますので。

まず片井委員の方から。

○委員（片井智鶴枝委員） 共同利用施設がなんで指定管理者になるのかというと、さっきご説明のとおり市の財産として登記されていますので、たぶんなったと思うんですけど、ただこのいきさつは近隣住民の生活の安定と福祉の向上という目的で大阪航空局から補助金がきてるわけですね。ですから普通の一応市の施設ではあるけども、地区の公民館と同じような扱いをやっている現状があると思うんですよ、これは市の方も扱いが大変だろうと思うんですけど、この共同利用施設を区に譲渡とかそういうことはできないんでしょうか。そしたら普通の地区公民館みたいに、ほとんどが条例に準じてやっていますので、そうすれば何もこんな問題も出ないのかなという気もしたんですけど、そういうことは補助金の縛りでできないんでしょうか。

○委員長（武藤哲志委員） 中央公民館長兼務市民図書館長。

○中央公民館長兼務市民図書館長（鬼木敏光） 補助金が、もらってから50年の縛りがあるものですから、その間に区の方に渡しますと補助金を返還しなさいということがあります。そういった絡みで、この頃向佐野の共同利用施設を建てたんですけど、大体私も片井委員さんと同じ気持ちでそういうふうな手続きしていたんですけど、補助金を返しなさい、昭和57年に1,620万

円くらい補助金もらっているんですね。その補助金を返しなさいというふうなことになるものですからやっぱり指定管理に今回お願いしております。

○委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

○委員（片井智鶴枝委員） ということは補助金の最初のいきさつがあるだけで、本来なら市としてもこれは地区公民館と同じような運営とか内容でやっていきたいというところがあるわけですね。ですからさっきの収支予算とか事業計画の中というのは第7条の中に市の公民館運営助成金交付規程の書類と兼ねることができると書いておりますので、こういった会計処理なんかはそれに準じてできるということで解釈してよろしいでしょうか。

○委員長（武藤哲志委員） 中央公民館長兼務市民図書館長。

○中央公民館長兼務市民図書館長（鬼木敏光） はい、そのとおりでございます。なるべく地区の住民の方に負担がかからないように考えております。

○委員長（武藤哲志委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 私国分なんです、国分区の役員もしてるんですけどもともと区と、例えば区長がおるんですね、同時に公民館長を兼ねてます。区の役員会、評議員会とかありながら、また同時に、公民館の運営委員会というのがあるんですよ。その中で区と公民館の概念がよくわからんとか出てきます。まあその辺があいまいなところがあるんですね。規約等はもちろんちゃんとあるんだけど、同時にここの指定管理者の中の自治会というのはいくつかあるような名称での規約等も組織ありません。けどさっきの答弁がありましたように漠然と会計を分けるとかそんなじゃなくて機能的に見た角度によって、そんなふうな捉え方ができるんじゃないかと我々は理解してるんですけども、この件に関してですね、私も例の北谷運動公園とか指定管理になりまして、また水辺公園なんか業者決まってちゃんと運営されてるみたいで、それらの指定管理者の当てはめ方でいくとなんかよく理解できないんですが、やはり地方自治法の改正という中で市の物だからやっぱり指定管理者にしようじゃないかということで結果的に、区の方がこれ以上事務が多くなったり、極端にですよ、なったりしないようにして責任は市の方で持たれるということですね、我々は指導を受けながらそういうふうな今までどおりの形で区の運営をやっていくということですよ。そしたら何の問題もないと思うんですけど。

○委員長（武藤哲志委員） 中央公民館長兼務市民図書館長。

○中央公民館長兼務市民図書館長（鬼木敏光） 今門田委員さんが、おっしゃるとおりでございます。

○委員長（武藤哲志委員） ほかに委員からは。

それではですね、第6条管理上の留意事項というのがあるんですが、公民館の施設構造上の問題がありましてね。敬老会の時に、今80歳以上の方とかお見えになると1階じゃなくて2階に、私も通古賀の敬老会を見ておまして大変なんですよ。お年寄りの方を2階に上がってもらおうとか。そういう状況の時に両方と後ろにつきながら上がってもらって、そういう状況

で、こういう施設で事故が発生したときは直ちに報告しなければならないとあるんですが、公共施設の場合は保険料と申しますか、火災保険だとか太宰府市民全体にボランティア活動とかに対してはそういう保険がかけられてますが指定管理者になった場合はそういう事故が発生したときの保険、これは行政区持ちになるのか、直接、保険料の部分については行政が持つのか、今までどういうふうな経過があったか分かりませんが、いま何かあると行政責任を要求されてきますのでね。公共施設だということになってくると、ため池なんかにお子さんが入って亡くなったといえ、やはりため池の所有者が行政となる。だから共同利用施設を指定管理者にすれば、指定管理者に事故があった場合の責任とか骨折したとかいろんな部分がありますが、この第6条の事故が発生した時には市に報告しなければならないとなってるということは市が責任を持つということなのか。その辺は内部検討どうされたのか報告いただきたいと思いますが、こういうものが入ってなければ問題ないですが。

担当課が分かれて、クリーンデーだとかスポーツ大会とかそういう状況で、保険は市民保険に加入してるけど、この施設管理の事故発生という問題で、ちょっとあの担当部、総務部だとか地域振興部だとか、またがりますので、ちょっと5分間休憩しましょうか、ではここで45分まで休憩しますので内部検討してみてください。

休憩 午前10時32分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時45分

○委員長（武藤哲志委員） それでは総務文教常任委員会を再開いたします。今、委員から質疑が  
あっておりました内容について回答を求めます。

財政課長。

○財政課長（井上義昭） 先ほどの建物の損害保険他につきましては、市有物件災害共済保険とい  
うのに加入をいたしております。

以上でございます。

○委員長（武藤哲志委員） そうすると、事故が起こったときもそれは対応できるということですか。

財政課長。

○財政課長（井上義昭） これは建物の損害災害保険でございますので、火災とかという部分にな  
ります。ですから建物内の事故等につきましては対象にならないということでございます。

○委員長（武藤哲志委員） 地域振興課長。

○地域振興課長（大藪勝一） 太宰府市では市民活動災害補償保険というのに加入しております。  
保険の対象として5名以上の市民で組織された市民団体や個人による活動であることという事  
で、その中の地域社会活動ということで、区や自治会などの活動の部分でのいわゆる市民活動  
中というのは対象となります。

○委員長（武藤哲志委員） 例として先ほど挙げたように敬老会で、敬老会というのは当然行政主

催でやっていますので、その中でお年寄りが敬老会に参加してケガをした場合はその対象になるというふうに受け止めていいわけですね。

地域振興課長。

○地域振興課長（大藪勝一） はいそうです。

○委員長（武藤哲志委員） 他に委員からの質疑がありましたら。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（武藤哲志委員） それでは、共同利用施設管理協定書とそれから個人情報取扱特記事項というのが資料で配布されましたので、それでは今各説明を受けましたが、議案第63号から議案第71号まで関連がありますが、採決については各議案ごとの採決を行わなければなりませんので、そういう採決を行います。再度皆さんの方から質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

日程第2、議案第63号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」の討論はありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 賛成の立場から討論させていただきますけども、私は先ほど申し上げました部分がどうしても懸念部分として解消されておられません。それで後々こういうことが問題になったり、下手したら裁判とかということも考えられるわけですけども、そういったときに誤解を生じないようにまず指定管理者制度そのものについて、きちんと区長さんに制度そのものの地方自治法自体をきちんとご理解をいただいて、いただいたうえでの協定書の提携であっていただきたいということを希望いたしまして、賛成といたします。

○委員長（武藤哲志委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、これで討論を終わります。

採決を行います。

日程第2、議案第63号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第63号につきましては可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成6名、反対0名 午前10時49分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3、議案第64号「太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について」、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

採決を行います。

日程第3、議案第64号「太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について」、可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

したがって、議案第64号につきましては、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成6名、反対0名 午前10時50分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4、議案第65号「太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について」、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

採決を行います。

日程第4、議案第65号「太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について」、可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

したがって、議案第65号につきましては、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成6名、反対0名 午前10時50分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5、議案第66号「太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について」、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

採決を行います。

日程第5、議案第66号「太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について」、可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

したがって、議案第66号につきましては、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成6名、反対0名 午前10時51分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6、議案第67号「太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について」、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

採決を行います。

日程第6、議案第67号「太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について」、可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

したがって、議案第67号につきましては、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成6名、反対0名 午前10時52分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7、議案第68号「太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について」、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

採決を行います。

日程第7、議案第68号「太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について」、可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

したがって、議案第68号につきましては、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成6名、反対0名 午前10時52分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8、議案第69号「太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について」、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

採決を行います。

日程第8、議案第69号「太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について」、可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

したがって、議案第69号につきましては、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成6名、反対0名 午前10時53分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9、議案第70号「太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について」、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

採決を行います。

日程第9、議案第70号「太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について」、可

決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

したがって、議案第70号につきましては、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成6名、反対0名 午前10時53分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10、議案第71号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」、討論はありませんか。

片井委員。

○委員(片井智鶴枝委員) これは議案第63号から全部関連があるんですけど、今回の指定管理者の指定については他の公共施設とは内容がちょっと異なると思いますけども、いわゆる形式上、手続き上の関連だと思いますが、市の財産ということで、そこら辺の権利関係を区長さんにきちんと説明して、事故の際のそういったことも説明してきちんと了解を求めていく必要があるのではないかと思います。それをお願いしまして賛成といたします。

○委員長(武藤哲志委員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

採決を行います。

日程第10、議案第71号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」、可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

したがって、議案第71号につきましては、可決すべきものと決定いたしました。

〈可決 賛成6名、反対0名 午前10時54分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第79号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」

○委員長(武藤哲志委員) 日程第11、議案第79号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

議案書36ページと条例改正新旧対照表3ページをお開きいただきたいと思います。

それでは初めに補足説明を総務課長から求めます。

総務課長。

○総務課長(松島健二) 補足説明をさせていただきます。太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。この件につきましては市長の提案理由の説明にありましたように、通勤の範囲の改定等のため国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律等の関係法令の改正に伴うものでございます。改正の内容といたしましては、労災保険の通勤災害保護制度が拡大されたことや、

文言の整理があったこと等により関係法令等に合わせまして条例の改正を行うものでございます。説明につきましては、別紙の条例改正新旧対照表にて主な点について行わせていただきます。2ページをお願いいたします。向かいまして左側が現行、右側の方が改正案となっております。まず第1条についてでございます。これは法の改正に合わせて字句の改正を行っておるものでございまして、「廃疾」であったものを「障害」に改めております。次に第2条の2でございます。これにつきましては通勤の範囲の改正に伴うものでございまして、現行では通勤とは住居と勤務場所との間を往復することと規定いたしておるものを改正では第1号で同様の定義を行いまして、第2号、第3号を新たに加えております。第2号では1つの勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める所から勤務場所への移動、それと、第3号で第1号で掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動を含めているところでございます。3ページをお願いいたします。第2条の2の第2項になりますが、第1項の改正に伴いまして条文の整理を行っておるところでございます。4ページ5ページをお願いいたします。第8条では「監獄」であったものを「刑事施設」に、第8条の2「廃疾の等級」を「傷病等級」に、「廃疾の程度」を「障害の程度」に、「廃疾等級」を「傷病等級」に改めておりまして、第9条、第10条につきましても、字句の改正を行っておるところでございます。7ページをお願いいたします。第10条の2では第2号で根拠となる法令名等を改正するとともに第3号を新たに加えておるところでございます。8ページから20ページ、ちょっと長いページになりますが、これにつきましてはそれぞれ字句の改正を行っておるところでございます。なお、この条例につきましては交付の日から施行いたすようにいたしておりますが、第10条の2につきましては障害者自立支援法等の関係もございまして、平成18年10月1日から施行いたすようにいたしております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく審議をお願いいたします。

○委員長（武藤哲志委員） ただいま、総務課長から説明を受けました。まず委員から質疑がありましたら許可します。

橋本委員。

○委員（橋本健委員） 新旧対照表の19ページの傷病等級の第1級、2級、3級ございますけど、この違いをちょっと教えていただければと思いますが。

○委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

○総務課長（松島健二） 詳細にはちょっと理解してない部分がありますが、1級2級につきましては重大な傷病ということで理解をいたしております。

○委員長（武藤哲志委員） ほかに委員から。

それでは、本会議場で質疑があった時に答えなきゃならない問題がありますので。今回は労災だとか労災の傷病とか、後遺障害とか交通事故の補償基準に準じてるということですが、まずこの中で2ページに第2条の2、通勤その他勤務のためにということで区長や議員が、それからあらゆる審議委員が本日招集されて、審議会だとか議会や区長会に出席の場合、事故にあった場合は優先補償があると思うんですね、交通事故の場合は事故補償が優先され

ば、この補償はありえないと。ただどういものが想定されるのか、列車事故に遭ったとか、バスに乗っておいても当然優先補償があつて、優先補償のない場合が該当すると考えられるのですが、補償はよっぽど歩いてきよってこけるとか、そういう部分じゃないと該当しないような感じなんです、その辺は例があるのかどうか。どういうふうに想定されてるのかどうかです。

総務課長。

○総務課長（松島健二） 想定といいますか、今までにほとんど例がありません。今回の改正につきましては、通勤がいわゆる自宅から勤務場所の往復の部分について通勤の範囲という捉え方でしたが、今回の改正につきましては少し拡大をされておまして、例えば通勤場所が2か所3か所そういったところを持つてある人がそれぞれの勤務場所等の往復、そういったものまで通勤の範囲に拡大されたということでございます。従いまして、先ほど委員長が言われました優先の順といいますか、そういったものの、どういったものがこれに該当するかといった部分については現在認識いたしておりますのは他の優先されるもの等を除いたもの、以外のものと理解をいたしております。

○委員長（武藤哲志委員） まずここで、6ページの休業補償の制限とあつて、傷病補償金の年金の365の10に相当するとかいろいろあるけど、本来私ども議員報酬受けてますが、区長報酬もあります、そういうその通勤こういう事故に遭つて補償というのはその中では難しい問題があるかなと、後遺症が出た時に優先補償が先であつて、こういう公務災害というのはなかなか該当しないんじゃないかなと。ただあるのは国立病院、県立病院、市町村立病院の中で患者さんからそこに働く公務員が暴行を受けたという場合は該当するというのがあるようなんですよ。勤務中に暴行を受けたと患者さんから。これは公務災害に該当するけど、一般の部分は特別職が、非常勤がというのはちょっと例がないんじゃないでしょうか。うちで長年私の方で公務災害に該当したというのは聞いたことがないんだけど。太宰府市ではあるんですか。

総務課長。

○総務課長（松島健二） 私が人づてに聞いたことになりましたが、過去に1回議員さんの関係であつたようなことを聞いております。

○委員長（武藤哲志委員） 今総務課長から法律の改正に基づく内容でここに刑務所という部分が入つておりましたが、刑務所の中で受刑者から暴行を受けた場合には公務災害に該当すると、こういう状況の解釈もあるんじゃないかと思いますが。

委員の方から他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、質疑もないようですので、質疑を終ります。

これから討論を行います。

議案第79号に対しての討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第79号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手です。

したがって、議案第79号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時6分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第12 議案第80号「太宰府市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」**

○委員長(武藤哲志委員) 日程第12、議案第80号「太宰府市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

まず、新旧対照表は21ページをお開きいただき、議案書については40ページ41ページです。これは所管が総務課消防・防災担当になっておりますので、まず消防・防災担当課長から説明を求めます。

○消防・防災担当課長(武藤三郎) 今回の改正は消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が本年4月1日から施行されたことに伴い、条例を改正するものであります。改正の内容につきましては、非常勤消防団員の退職報奨金のうち分団長、副分団長、部長、及び班長の支給額の一部を一律2,000円に引き上げ、平成18年4月1日以降に退職した非常勤消防団員に適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については従来のこととしております。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長(武藤哲志委員) 今、消防・防災担当課長から資料の21ページ、新旧対照表の中でまず10年以上15年未満、15年以上20年未満、20年以上25年未満を各2,000円引き上げたという説明がありました。

委員から質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、質疑もないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第80号に対しての討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第80号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手です。

したがって、議案第80号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時9分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第81号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」

○委員長（武藤哲志委員） 日程第13、議案第81号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

それでは議案書43ページ、44ページをお開きいただきたいと思います。

まず、所管の学校教育課長から説明を受けたいと思います。

学校教育課長。

○学校教育課長（花田正信） 補足説明をさせていただきます。第1条の改正につきましては学童保育所の設置目的を掲げておりますが、今回の改正する部分でございますけど、第1条中の「放課後の家庭環境に恵まれない」とあります条文の内容が抽象的で分かりにくい、具体的ではないという状況がございましたので学童保育所に入所できる子どもの要件、家庭要件について分かりやすい内容にするため今回改正をするものでございます。

続きまして第2条につきましてはそれぞれの学童保育所の定員を掲げておりますが、第1号に掲げます水城学童保育所、ならびに第3号の水城西学童保育所が近年入所希望が増えておりますことから第1号水城学童保育所の定員枠を70人から90人に、第3号の水城西学童保育所につきまして50人から80人にそれぞれ定員枠を増やし、待機児童等の解消を図るため改正するものでございます。なお、改正後の条例につきましては公布の日から施行し、改正後の条例の規定は平成18年4月1日から適用することにしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（武藤哲志委員） もう少し補足説明をいただきたいのですが、まず新旧対照表の関係で水城学童保育所の70人を90人というと児童が20人、水城西学童保育所は50人を80人ということは30人ですが、施設上対応できるのかどうかを、増築をしなくても現状のままで定員増ができるのかも補足説明を学校教育課長お願いします。

○学校教育課長（花田正信） 水城学童保育所につきましては本来の学童保育所の建物に1、2年生を入所させまして、3年生につきましては小学校内の生活科室というのがあるんですが、そこに入所させて現在対応してます。それから水城西学童保育所につきましては昨年から余裕教室2教室を利用しまして管理運営を行っておりますので、今のところ定員につきましては大丈夫でございます。

○委員長（武藤哲志委員） 今、学校教育課長から水城学童保育所は生活科室を利用している。水城西学童保育所は余裕教室を2教室使用して対応しているという説明が定員増についてありました。委員からの質疑がありましたら許可します。

片井委員。

○委員（片井智鶴枝委員） 第1条の文言が変わるんですけども今現在、労働以外で病気とか家庭の事情で学童保育所に入る方を認めているのか、現在いるのかどうかその辺りの状況を教えてください。

○委員長（武藤哲志委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（花田正信） 基本的に両親が働いているとか母子家庭、父子家庭いずれの場合もお父さん、お母さんが働いているとかいう家庭の子どもについて入所させています。今言われました病気とかかれて放課後誰も家に帰ってもいないとかいうような状況等が発生するような家庭が出てまいりますれば、その申請内容に基づいて入所させるといったことになってこようかと思います。

○委員長（武藤哲志委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 定員数が変わるんですけども、今は生活科室や空き教室で対応されてますが、この2校については区画整理が終ってこれから急激な人口増が予想される地域ですね。そうすると空き教室や生活科室が今後何年くらい保障できるのか、保障できなくなった場合ですね、その時はどういった対応をお考えなんですか。

○委員長（武藤哲志委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（花田正信） 現在のところ先ほど言いましたような形で対応しておりますけど、今言われましたように空き教室、余裕教室等が学校になくなった場合はですね、現在の施設等に増築等をしなければいけないのかなとは考えてます。

○委員長（武藤哲志委員） 他に委員から。

橋本委員。

○委員（橋本健委員） 3月の時点で待機児童の数がそれぞれ8人であったと思いますが今現在どれくらいになっているか、ちょっと教えていただければと思いますが。

○委員長（武藤哲志委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（花田正信） 太宰府学童保育所が8人、水城学童保育所が8人、水城西学童保育所が7人、合計が23人でこれは5月29日現在で今申し上げた状況です。

○委員長（武藤哲志委員） 他に。

小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 今、70人と90人に増員して待機児童をなくすということですが、それに対しまして職員の配置等は完璧にできるのか、それともう1点が先ほど片井委員の質問にもありましたように例えばこれから夏休み、長期休暇に入りますよね、その場合には今のこの短期の入所も増える可能性もあると思うんですが、こういう希望も受け付けていただけるんでしょうか。2点お願いします。

○委員長（武藤哲志委員） 学校教育課長、指導員と毎年夏休みの部分についてのアルバイトの指導員の配置という問題が当初予算に計上されてますので、それを含めて報告を求めます。

学校教育課長。

○**学校教育課長（花田正信）** 職員につきましては今まで学童25人に1人の指導員という形で運営を行っておりました。今回定員枠を増やすということで、保育所の設置の基準辺りを参考にさせていただいたんですが、保育所の設置基準で言いますと4歳以上の幼児については幼児30人に1人の指導員という基準がございましたので学童保育所につきましても今までの25人に1人から30人に1人ということで今後やっていきたいということで現在4月1日からそういった状況で実施をしております。それと夏休み等の長期休業中の期間でございますけど、定員枠の10%程度増を見込みまして、その対応としましては臨時指導員を各学童保育所に1人ずつ、水城学童保育所につきましては2人ということで予定を考えております。以上です。

○**委員長（武藤哲志委員）** 他には。

学校教育の所管ではありませんが、今いきいき情報センターの中にファミリーサポートセンターが設置されておられて、そこに保育士さんが配置されてますが、所管が環境厚生常任委員会になりますが、職員として専門的な今の学童保育については以前は保育士の資格が必要だったんですが、今は必要ありませんが、元々は保育士の資格のある者という状況で昭和52年の条例施行の段階ではそういう対応をしてきたわけですが、今学校教育課長からは臨時職員という説明がありましたが、ファミリーサポートセンターに配置されている市の職員を派遣するようなことは縦、横の関係では協議というのはできないのかどうか、人事関係では無理なのかどうかは総務部の所管になると思うんですが、その辺総務課長どうでしょうか。

総務部長。

○**総務部長（平島鉄信）** ファミリーサポートセンターの役割というものがあまして、主にいろんな悩みの相談を受けるとか、少し高度な相談業務に職員として携わっていただくと。学童保育所はどちらかといいますと、お世話するというんですかね、そういうふうな形でございます、単価も非常に職員ですと高うございます。そうなりますと運営ですかね、等の経営状況を考えると非常に難しいのかなと思います。ただ考え方として学童保育所の総括をするような学童保育所にそういう保育士を配置するというような考え方もございましたけども、今回ファミリーサポートセンターを設置しました関係で定数的にはそこまで配置できませんでしたが、全体的に学童保育所の保育といったらあれですが、預かるにはやはり保育士さんの専門的な知識も必要ではないかなというようなことを考えた経過も今まではございました。

○**委員長（武藤哲志委員）** 名称的には学童保育所になると、ところがファミリーサポートセンターには今何名配置されてるんですかね。4名、5名。6名くらいおられたと思うけど。

総務部長。

○**総務部長（平島鉄信）** 所長を入れて6名ですね。すみません、名称は子育て支援センターです。

○**委員長（武藤哲志委員）** だから、資格としては保育士と同じような内容で、だから忙しい時には時期的に臨時職員を雇うということは新たに予算の支出が必要ですけど、市の職員として指

導もできるんじゃないかなと。それから6人が子育て支援という形で配置されて、毎日忙しいという状況かどうか私たちの所管外ですからその勤務状態については分かりませんが、人事の関係で見ると、そういう活用もできるのではないかなと、その辺は所管外になりますが、人事の関係は私ども総務の所管ですからね。だから内部検討的な課題にも一時的に夏休み期間中に補助員というか臨時職員を雇うとすれば少なくとも各学童保育所7つに配置することになり相当大きな金額になるんですよ。

総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 子育て支援センターができて立ち上がりを今やっています。1、2年経過を見て、定数が今6人ですけども、6人で足りるのか、不足するのか、余るのか、そういう状況を見ながら、子育て支援という中にはやはり学童保育所の方も子育て支援の中の1つでございまして、業務量に応じてはその辺も今委員長が言われるようなことも考えながら配置定数については考えていきたいと思います。

○委員長（武藤哲志委員） 今、学校教育課、それから総務部長からの回答がっております。他に委員から質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第81号に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第81号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第81号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時23分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第82号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」

○委員長（武藤哲志委員） 日程第14、議案第82号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」当委員会所管分を議題とします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

それでは補正予算書の歳出8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

10款1項2目、節としては7節から次のページにまたがりませんが、14節まであります。ま

ず、所管課長から説明を求めます。

学校教育課長。

○**学校教育課長（花田正信）** 今回補正をさせていただきます子どもと親の相談員活用調査研究事業費につきましては増加傾向にあります不登校児童の解消に向けた取り組み、対策等を今回県が調査研究を行うことになり、その調査研究のため小学校に子どもと親の相談員を配置することになり、本市の小学校2校が県から配置委託を受けることになりましたので関連予算を補正させていただくものでございます。なお、配置校は国分小学校、水城小学校の2校となっております。補正予算の内容につきましては保護者や子どもからの相談を受けるためそれぞれの学校に相談員1名を配置しますことから相談員の謝礼64万円、ならびに相談業務に必要な消耗品費、電話料について1校あたり35万円、計70万円の補正をさせていただくものでございます。なお、この事業につきましては平成18年度及び19年度の2か年の調査研究事業を県から委託を受けることとなります。

次に学校評価システム構築事業費772万7千円の補正につきまして説明をさせていただきます。今回の補正は平成14年度から学校評価システムの導入が図られ、学校の自己評価と結果の公表を学校が行っておりますが、実施内容が不十分であったり、評価結果の公表が進んでいない等の理由からさらなる学校評価システム等の改善、充実等を図るため、文部科学省が平成18年度から2か年の事業としまして全国61地域でございますが、学校評価システム構築推進地域を指定することになり、福岡県で本市が推進地域として委託を受けることになりましたので、関連予算を補正させていただくものでございます。補正の内容につきましては教育委員会に有識者、市町村関係者、学校関係者、保護者、地域の代表の方で構成します学校評価事業運営委員会を設置する必要がありますので運営会議委員謝礼33万4千円や取り組みが進んでおります地域の視察のための特別旅費、さらには市内小中学校11校での評価会議委員、外部評価委員になりますけど、この方の謝礼352万円や自己評価シートの作成等を行うための事務補助員賃金83万6千円、さらには消耗品費や報告書の印刷製本費等について補正をさせていただくものでございます。以上です。

○**委員長（武藤哲志委員）** もう一度、評価会議謝礼ということで大変大きな金額352万円と逆に運営会謝礼として33万4千円という説明がありましたが、各小学校に運営会議の人員と評価会議の委員といますか、これはどういうふうな配置状況なのかももう少し補足説明を受けたいと思います。

学校教育課長。

○**学校教育課長（花田正信）** 学校評価事業運営委員につきましては現在6名を予定しています。会議は3回の予定です。学校関係の評価会議委員これ11校でございますけど1校に5人、4回の会議を開催する予定で予算を計上させていただいております。

○**委員長（武藤哲志委員）** 今、学校教育課長から運営会議は6名の3回、それから評価会議は各学校、11校かけるの5名の4回という説明を受けました。

委員からまず質疑がありましたら許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは歳出についての質疑がないようですので、歳出を終わります。

6ページをお開きいただきしたいと思います。ただいま、15款3項7目については子どもと親の相談員活用調査研究委託校として県からの部分として全額842万7千円が交付されたという内容です。18款繰入れ金1項1目の基金繰入れについては財政課長から説明を受けておきたいと思います。

財政課長。

○**財政課長(井上義昭)** 財政調整資金の繰入れ金につきましては、今回の補正の財源として取り崩したものでございますが、平成18年度当初予算編成時におきまして補正財源を持たない状態、いわゆる全額財源を投入した形で補正財源の見込みが立っておりません。その関係で財政調整資金を取り崩しをしまして財源としたものでございます。

以上でございます。

○**委員長(武藤哲志委員)** これに関連しまして5月31日に出納閉鎖になりましたが、税務課、納税課、特別収納課含めてですが、大変納税努力をいただき、年度末大変だったと思うんですが、徴収率については県下でも最優秀な状況ですが、次年度に繰り越すというか収支決算まだ具体的には決算委員会までの日時があって出納閉鎖した状況ですが、ある一定平成17年度の繰越額というのは見込みはまだはっきりしませんか。

財政課長。

○**財政課長(井上義昭)** 現在、会計課の方で平成17年度の収支の調整を行っておりますが、今度平成18年度に繰越金として4億6,500万円財源として投入いたしております。その額をどれくらい超えるのかというところで試算をいたしておりますが、大体1億3,000万円前後くらいの補正財源が見込めるのではないかというふうに見ております。

以上でございます。

○**委員長(武藤哲志委員)** 大変、税務課、特別収納課、納税課あたりが頑張っていたら出納閉鎖ありましたが、そういう状況で繰り越す財源が最終的には1億3,000万円くらい。

財政課長。

○**財政課長(井上義昭)** あくまでも見込みでございます。

○**委員長(武藤哲志委員)** 大変ご苦労さまでした。今、歳入では15款については歳出で説明があり、18款については財政課長から税務関係の徴収含めた繰越額についての部分があり、調整資金の繰入を1,312万4千円行ったと説明がありました。

委員から質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは質疑を終ります。

これから討論を行います。

議案第82号の当委員会所管分に対するの討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終ります。

採決を行います。

議案第82号の当委員会所管分を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手です。

したがって、議案第82号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時34分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 請願第1号『「米軍再編」に反対する決議の採択を求める請願書』

○委員長(武藤哲志委員) ここで次の請願審査のために資料配布、参考資料を配布させていただきます。

(資料配布)

連日のように行橋、築上、北九州含めてですが、市長、議長、議会が国に対するの意見書を上げたり、決議をして連日のように報道されていて、宮崎県の新田原もそうですが、新聞記事が西日本新聞に載っておりましたので資料を参考資料として配布しました。

資料配布が終了しましたので、

日程第15、請願第1号『「米軍再編」に反対する決議の採択を求める請願書』についてを議題とします。

この請願は本年3月議会で継続審査となっていた請願です。

この請願についてご意見はありませんか。

門田委員。

○委員(門田直樹委員) 前回も申しましたけれども、日米安保というものが我が国の国防、自主独立というものを担保していると思います。それ無くしてじゃあなんか他のものがあるのかということがここにはありません。また意見書を今見ましたけども、国民の日常生活にまで軍事優先が持ち込まれるとありますが、現実に我が国の近隣に外交の中に軍事をちらつかせて非常な無理、あるいは国政の干渉をする国があります。ミサイルがどこからか飛んできたという発言が以前どなたからかありましたが、現にこの日本列島の上をテポドンが通り超え太平洋に着水しております。そういうふうな中で非常な該当の地元には反対等もあるということはもちろん承知しておりますけど、国も大変な国益に関する高度な判断で地元と現在もいろんな折衝をされておると聞いており、また理解も生まれてきておるといふふうにも感じております。そういった中でこれらのこの請願、真の平和を希求するのであればちょっとこういった内容にはならないのじゃないかと私は考えて現在も反対の立場です。

○委員長（武藤哲志委員） 今、討論ではありませんが、反対という意見があります。

他に委員から。

具体的にこの取り扱いについてどうするのか。本日採決を行うのか、新たにまた継続を行うのか。

今、私の方から採決するか、継続するかという問題がありましたが、その辺の意見があれば許可します。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） ご存知のようにもう内閣で決議がなされています。市民も関心があるところでありまして、これをこのまま継続するのはいかがかなものかと思います。本日採決すべきだと思います。

○委員長（武藤哲志委員） 今、門田委員から採決という意見が出されました。

他に委員からありませんか。

それでは委員から採決に対する意見が出されまして、1名で結構ですのでその動議が成立します。

よって採決することに対して異議はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

審査を終わり、まず討論はありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 私はまずこの意見書に賛成の立場から討論いたします。先ほどの意見の中にありました日米安保に関しましてはこれは極東アジアに限るということが日米安保にもうたわれておりますが、最近米軍は極東アジアに限らず中近東などに軍を派遣しておりまして、それに対しても自衛隊を使用するというようなそういった動きも出ております。そして、もう一点、予算ですね、3兆円規模の予算がかかるといわれておりますが、この予算の算出方法についてまだ政府は明言いたしておりません。税金の方に増税する可能性もあるということが一部報道でもうたわれておりましたし、そういったまだ国民の合意が得られるような予算算出方法を政府が明言していないこと。またこの地域におきましてまだやはりかなり根強い反対が生まれているということで政府としてはやはりもう少し真摯に努力をすべきではないかというふうな意見からこの意見書は私は賛成をいたします。

○委員長（武藤哲志委員） 他に請願第1号についての討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは討論を終わります。

採決を行います。請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（少数挙手）

少数挙手です。したがって、請願第1号は不採択すべきものと決定いたしました。

〈不採択 賛成2名、反対4名 午前11時41分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 請願第2号『「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書』

○委員長（武藤哲志委員） 日程第16、請願第2号『「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書』についてを議題とします。

この請願についてのご意見はありませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 先ほどと同様の趣旨でこの件に関しましても、私は反対で今日採決をすべきであると考えます。

○委員長（武藤哲志委員） ただいま、門田委員から採決という意見が出されておりますが、他に意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは採決という動議を認め、本日採決することにいたします。

それでは討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは討論を終わります。

採決を行います。請願第2号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（少数挙手）

少数挙手です。したがって、請願第2号は不採択すべきものと決定いたしました。

〈不採択 賛成2名、反対4名 午前11時42分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

以上で当委員会に審査付託されました案件の審査はすべて終了しました。

ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、それから次回委員会開催までの間、所管調査や行政視察を実施する場合、委員の派遣承認要求書の提出につきましては委員長にご一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会の審査内容と結果の報告、及び委員派遣承認要求書の提出につきましては委員長に一任とすることに決定しました。

これをもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉会 午後11時43分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成18年8月23日

総務文教常任委員会 委員長 武藤 哲志